

林業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への
復旧支援策について
(ver.4)

広島県農林水産局
平成30年8月
(令和2年1月改正版)

目 次

林業関係

- 1 今後の降雨による二次災害への対応をしてほしい . . . p.1
- 2 人家裏等における山林の崩壊を復旧してほしい . . . p.2
- 3 森林作業のための作業道を復旧してほしい . . . p.3
- 4 森林保険に加入している森林が被災したため補償してほしい . . . p.4
- 5 被災した森林の再造林経費を補助してほしい . . . p.5
- 6 林業経営の再建及び維持安定を図るために低利な資金を借りたい . . . p.6

問合せ先

- 問合せ先一覧 . . . p.7

(参考)

- 申請等受付を終了した復旧支援策一覧 . . . p.9

1 今後の降雨による二次災害への対応をしてほしい

被災森林内に堆積する被害木や不安定土砂の流出を防止するための応急復旧等を「ひろしまの森づくり事業」で実施します。

【事業概要】

土石流や山腹崩壊等の山地災害が発生した箇所において、被災森林（崩壊地）内に堆積する被害木や不安定土砂の流出を防止するため、倒木や流木の伐倒整理及び応急的に大型土のうが設置できるように「ひろしまの森づくり事業」の制度を拡充しました。

さらに、特認事業である「里山防災林整備事業」により、防災・減災を目的とした森林整備等が実施できます。

事業名	事業内容	実施方法
①【補助金事業】 環境貢献林整備事業	（被害木の処理・簡易な木製構造物等の設置） 被災森林（崩壊地）内に堆積する被害木の処理及び大型土のうの設置	知事が別に指定する土砂災害は10/10以内とする
②【交付金事業】 里山林整備事業	（防災・減災型） 被災森林（崩壊地）内に堆積する被害木の処理及び大型土のうの設置	市町に配分した交付金内で実施
③【交付金事業・特認】 里山防災林整備事業	（防災・減災を目的とした森林整備等） 森林整備等、防災・減災等意識醸成活動、防災・減災等活動促進施設の整備	市町の要望内容を県が審査し配分額を決定

【留意事項】

*事業の要望については、市町にお問い合わせください。

*①、②の事業については、他所管事業の採択条件に合致するものは除きます。

*①、②の事業については、令和元年度まで実施できます。

事業制度	ひろしまの森づくり事業
問合せ先	市町，県森林保全課

2 人家裏等における山林の崩壊を復旧してほしい

人家裏等の小規模な山林崩壊については、市町が災害復旧工事を実施します。

【事業概要】

県営事業の対象とならない小規模な山林崩壊については、市町が復旧工事を実施します。

事業名	事業概要	採択要件	補助率
小規模崩壊地復旧事業	国庫補助の対象とならない復旧すべき小規模な林地災害の復旧整備を実施	保全対象：人家2戸以上、公共施設等	県1/2

【留意事項】

- *事業の要望については、市町にお問い合わせください。
- *地元負担が必要になる場合があります。

補助事業制度	小規模崩壊地復旧事業
問合せ先	市町，県森林保全課，県農林水産事務所林務（第一・二）課

3 森林作業のための作業道を復旧してほしい

造林事業（森林環境保全直接支援事業，特定森林再生事業等）で作設した森林作業道が被災し，通行不能もしくは路肩の崩壊，路面の洗掘等の被害を受けた場合について，復旧に係る経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

事業内容	事業名	採択要件	補助率
森林作業道の復旧	森林環境保全直接支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 原則，森林環境保全直接支援事業で作設した路線であり，下記の共通事項の採択要件を満たすもの 	68%
	特定森林再生事業	<ul style="list-style-type: none"> 原則，特定森林再生事業（環境林整備事業）で作設した路線であり，下記の共通事項の採択要件を満たすもの 	68%
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 2年以内に造林事業（森林環境保全直接支援事業，特定森林再生事業）による森林整備を実施する予定があること 一箇所（150m以内）の事業費が20万円以上であること 復旧の内容は「広島県森林作業道作設指針」第3に定める切土，盛土，簡易構造物設置等に係るものであり，維持管理に係るものでないこと 路上の洗掘にあっては，30cm以上の洗掘が認められる場合であること 	—

【留意事項】

*森林作業道の復旧を実施しようとする場合については，県に災害報告を行うとともに，復旧計画について事前に協議する必要がありますので，まずは，森林組合または県農林水産事務所に相談してください。

補助事業制度	造林事業（森林環境保全直接支援事業，特定森林再生事業）
問合せ先	県農林水産事務所林務（第二，第三）課，森林組合

4 森林保険に加入している森林が被災したため補償してほしい

森林保険に加入している方で、加入している森林（人工林）が被災した場合は、森林保険の契約内容に応じて保険金が支払われます。

【事業概要】

森林保険は、森林所有者を被保険者として、森林（人工林）についての火災、気象災など災害による損害を総合的に補償する保険です。

【保険請求の手続き】

① 災害発生の連絡

災害が発生した場合は、契約を申し込んだ森林組合又は広島県森林組合連合会に連絡してください。

② 現地調査

損害確認のため現地調査を行います。

③ 保険金支払請求書の提出

森林組合等が作成する保険金支払請求書の内容を確認し、必要事項を記入、押印のうえ、保険金支払請求書を提出してください。

④ 保険金の支払い

保険金が支払われます。

【留意事項】

*災害が発生した際に支払われる保険金は、樹種、林齢、損害の程度や災害発生時の木材価格等によって計算されますので、契約を申し込んだ森林組合又は広島県森林組合連合会へお問い合わせください。

保 険 制 度	森林保険
問 合 せ 先	森林組合、広島県森林組合連合会

5 被災した森林の再造林経費を補助してほしい

今回の豪雨により、立木が倒れたり、折れてしまった被害森林において、被害跡地を再造林する場合、補助制度を利用できます。

【事業概要】

事業内容	事業名	採択要件	補助率
森林被害跡地への造林	森林環境保全直接支援事業	森林経営計画対象林であって、1施行地の面積が0.1ha以上かつ将来的にまとまった施業地の確保が可能な森林の配置となっているもの（隣接する人工林とあわせて5ha以上のまとまりとなる等）	68%
	特定森林再生事業（被害森林整備）	1施行地の面積が0.1ha以上であって、地方公共団体等と協定を締結した場合	68%

【留意事項】

- *被害木の除去に着手する前に、最寄りの森林組合または県農林水産事務所に相談してください。
- *山腹崩壊等により、再造林が困難な場合は、治山事業の実施について検討してください。

補助事業制度	造林事業（森林環境保全直接支援事業，特定森林再生事業）
問合せ先	農林水産事務所（農林事業所）林務（第二・第三）課，森林組合

6 林業経営の再建及び維持安定を図るために低利な資金を借りたい

被害を受けられた林業者の方が利用できる貸付金は、次のとおりです。
各資金の詳細については、融資機関へご相談ください。

【事業概要】

○ 資金制度

資金名	資金の使い道	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	利率 (※1)
農林漁業施設 資金(災害復 旧施設)	災害を原因とする農林漁 業施設の被害の復旧に必 要な資金	負担額の100%又は 1施設あたり1,200万 円のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.16 ~ 0.20%
農林漁業セー フティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた 林業経営の再建に必要な 資金	【一般】 1,200万円以内 【特認】 年間経営費等の12/12 以内	10年以内 (3年以内)	0.16%
林業基盤整備 資金(造林)	災害を受けた森林の復旧 を行うための造林や造林 用付帯施設の設置・改良 等に必要な資金	負担額の80~90%	30~55年以内 (20~35年以 内)	0.16 ~ 0.35%

※1 利率は金利情勢により変動しますので詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください。
また、融資限度額については、特例措置がされています。

○ 利子助成事業

自然災害の被害等を受けた林業者が行う日本政策金融公庫からの上記の資
金の借り入れに対して最大2%（最長10年間）の利子助成が受けれます。

【留意事項】

*上記の資金は、林業者または、木材産業を併せ営む林業者が対象で
木材産業のみを営む方は対象になりません。木材産業のみの方は、
「被災した林業施設の復旧費を補助してほしい」を参照してください。

補助事業制度	(資金) 日本政策金融公庫資金 (利子助成) 林業施設整備等利子助成事業
問 合 せ 先	(資金) (株)日本政策金融公庫岡山支店(電話086-232-3612) (利子助成) 広島県木材協同組合連合会(電話082-253-1433) 県林業課(電話082-513-3688)

広島県問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
本庁		
農林水産局 農林水産総務課	082-513-3522	
// 林業課	082-513-3694	6
// 森林保全課	082-513-3694	1, 2
西部農林水産事務所（広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，安芸郡，山県郡）		
林務第二課	082-228-2111	2
林務第三課	082-228-2111	3, 5
西部農林水産事務所呉農林事業所（呉市，江田島市）		
林務課	0823-22-5400	2, 3, 5
西部農林水産事務所東広島農林事業所（竹原市，東広島市，豊田郡）		
林務課	082-422-6911	2, 3, 5
東部農林水産事務所（福山市，府中市，神石郡）		
林務課	084-921-1311	2, 3, 5
東部農林水産事務所尾道農林事業所（三原市，尾道市，世羅郡）		
林務課	0848-25-2011	2, 3, 5
北部農林水産事務所（三次市，庄原市）		
林務第一課	0824-72-2015	2,
林務第二課	0824-72-2015	3, 5

関係団体問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
森林組合		
広島県森林組合連合会	082-228-5111	4
広島市森林組合	082-814-2653	3, 4, 5
佐伯森林組合	0829-72-0319	3, 4, 5
太田川森林組合	0826-28-2244	3, 4, 5
安芸北森林組合	0826-42-0678	3, 4, 5
賀茂地方森林組合	082-434-1188	3, 4, 5
黒瀬町森林組合	0823-82-5197	3, 4, 5
尾三地方森林組合	0848-76-0020	3, 4, 5
世羅郡森林組合	0847-22-1170	3, 4, 5
広島県東部森林組合	084-955-2555	3, 4, 5
神石郡森林組合	0847-82-0832	3, 4, 5
甲奴郡森林組合	0847-62-8150	3, 4, 5
三次地方森林組合	0824-64-0123	3, 4, 5
備北森林組合	0824-72-5561	3, 4, 5
西城町森林組合	0824-82-2158	3, 4, 5
東城町森林組合	08477-4-0002	3, 4, 5

(参考) 申請等受付を終了した復旧支援策一覧

平成30年7月豪雨にかかる次の復旧支援策は、申請受付等を終了しました。

目的	支援策名
土石流や山腹崩壊の復旧をしてほしい	治山事業（県営事業）
林道の復旧をしてほしい	林道施設災害復旧事業
被災した林業施設の復旧費用を補助してほしい	林業・木材産業等競争力強化対策事業
被災した林業用の共同利用施設の復旧費用を補助してほしい	農林水産業共同利用施設災害復旧事業